

議案第 6 号

木曽地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

木曽地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出
木 曽 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和 7 年 月 日 決
木 曽 広 域 連 合 議 会 議 長 下 出 謙 介

木曽地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）

木曽地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例（平成18年木曽広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
（定義） 第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 放送施設 放送法（昭和25年法律第132号）に基づく木曽地域高度情報化放送施設をいう。 (2) （略） (3) 加入者 放送施設の業務の利用を申し込み、業務の提供について次の区分に従い、連合長の承認を受けた者をいう。 ア （略） イ 事業所加入者 木曽郡内に事業所を有する個人事業者及び法人事業者をいい、音声告知付個別送受信器の貸与が有る場合は事業所標準加入者と、ない場合は事業所テレビ加入者という。 (4)～(13) （略） （14）～（19） （略） （20） 宅内機器 加入者等の宅内に設置する端末接続装置をいう。 （21）～（28） （略） （音声告知付個別送受信器の貸与） 第13条 （略） 2 前項に規定するもの以外において、音声告知付個別送受信器の設置を希望する場合は有償貸与とし、設置時に徴収する。 （使用料） 第38条 （略） 2 使用料及び事業所加入者のテレビ台数による付加使用料は次の表に定める額とする。ただし、テレビ配信を事業としていない法人事業者等で、従業員数10名未満の支店又は営業所等の事業所加入者の使用料は	（定義） 第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 放送施設 放送法（平成22年法律第65号）に基づく木曽地域高度情報化放送施設をいう。 (2) （略） (3) 加入者 放送施設の業務の利用を申し込み、業務の提供について次の区分に従い、連合長の承認を受けた者をいう。 ア （略） イ 事業所加入者 木曽郡内に事業所を有する個人事業者及び法人をいい、音声告知付個別送受信器の貸与が有る場合は事業所標準加入者と、ない場合は事業所テレビ加入者という。 (4)～(13) （略） （14） セットトップボックス デジタル放送を受信するため、連合が加入者等の宅内に設置するテレビ放送受信器をいう。 （15）～（20） （略） （21） 宅内機器 加入者等の宅内に設置する端末接続装置及びセットトップボックスをいう。 （22）～（29） （略） （音声告知付個別送受信器の貸与） 第13条 （略） 2 前項に規定するもの以外において、音声告知付個別送受信器を貸与する場合は有償とし、設定時に徴収する。 （使用料） 第38条 （略） 2 使用料及び事業所加入者のテレビ台数による付加使用料並びにセットトップボックスの使用料は次の表に定める額とする。ただし、2号法人から9号法人に区分される法人事業所加入者の支店又は営業所等のう

3,300円に、個人事業者のうち、事業収入が1,000万円未満の事業所加入者の使用料は1,670円に、申出により変更することができる。

使用料（テレビ、基本チャンネル、地域内電話使用料）

加入者区分			月額料金
一般			1,670円
事業所	法人事業 者等	1号法人	3,300円
		2、3号法人	4,400円
		4、5号法人	5,500円
		6、7号法人	8,800円
		8、9号法人	11,000円
		上記に掲げる法 人以外の法人等	3,300円
	個人事業者		3,300円
公的機 関等	職員数10人以上		11,000円
	職員数10人未満		5,500円
	公的無人 施設等	町村等管理	1,670円
		地区等管理	1,670円
学校、保育園、幼稚園			3,850円
福祉施設			3,300円

事業所加入者のテレビ台数による付加使用料

(略)

(1)及び(2) (略)

(3) 公的無人施設等は、通常無人の地域公民館・コミュニティセンター等をいう。

(4) 法人事業者等における区分は地方税法（昭和25年法律第226号）第312条第1項に規定する法人の区分による。

(5) (略)

3～5 (略)

ち、従業員数10名未満の支店又は営業所等の使用料は申告により3,300円に、個人事業所のうち、事業収入が1,000万円未満の事業所の使用料は1,670円にすることができる。

使用料（テレビ、基本チャンネル、地域内電話使用料）

区分		月額料金
一般加入者		1,670円
法人等事業所	1号法人	3,300円
	2、3号法人	4,400円
	4、5号法人	5,500円
	6、7号法人	8,800円
	8、9号法人	11,000円
	上記に掲げる法人以外の法人等	3,300円
個人事業所		3,300円
公的機関等	職員数10名以上	11,000円
	職員数10名未満	5,500円
公的無人機関等	町村等管理	1,670円
	地区等管理	1,670円
学校、保育園、幼稚園		3,850円
福祉施設		3,300円

事業所加入者のテレビ台数による付加使用料

(略)

セットトップボックス使用料

商品区分		レンタルの場合		購入の場合
標準タイプ	I型	月額	200円	11,000円
	II型	月額	300円	15,400円
	III型	月額	340円	16,500円
録画機能付タイプ	I型	月額	600円	30,250円
	II型	月額	950円	49,500円
	III型	月額	1,990円	99,550円

(1)及び(2) (略)

(3) 公的無人機関は、通常無人の地域公民館・コミュニティセンター等をいう。

(4) 法人事業所における区分は地方税法（昭和25年法律第226号）第312条第1項に規定する表の上覧に掲げる法人等の区分による。

(5) (略)

3～5 (略)

(設定料金等)

第42条 連合は、加入者等の利便に供するた

第42条～第47条（略）

め、加入者等の要請により、セットトップボックスの設置及び設定を行うことができるものとする。

2 前項の料金については次のとおり定める。

3 設定料金等の徴収方法については規則で定める。

区分	料金
セットトップボックス設置及び設定 1台につき	1,000円

第43条～第48条（略）

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

議案第 6 号 木曽地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正事由

令和 7 年 9 月末にセットトップボックスの取扱いを終了するため、所要の整備を行う。

2 改正内容

- (1) 第 5 条（定義）及び第 38 条（使用料）に規定されているセットトップボックスに係る内容を削る。
- (2) 第 42 条（設定料金等）を削り、以降の条番号を繰り上げる。
- (3) 字句の修正

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

セットトップボックスについて

木曽広域ケーブルテレビでは、BS 放送の周波数帯を変調し再送信をしていましたが、ケーブルテレビ網の FTTH 化（光化）に伴い、BS デジタル放送（2K・4K・8K）を変調せずに再送信できるようになりました。

セットトップボックス（STB）とは、ブラウン管テレビでの地上デジタル放送の視聴や、周波数帯を変調した BS 放送の受信ができるケーブルテレビ専用の機器です。

今回、FTTH 化に伴い、変調再送信を取りやめ、不要となるセットトップボックスの取扱いを終了するものです。

